

令和 8 年度 第 1 回

稲沢市都市計画審議会議案

令和 8 年 7 月 3 1 日開催

稲沢市都市計画審議会

目 次

議案番号	議 案 名	頁
1	尾張都市計画道路の変更について（付議）	1

第 1 号 議 案

令和 8 年 7 月 3 1 日 付 け 8 稲 都 計 第 1 0 0 号 稲 沢 市 付 議、尾 張 都 市 計
画 道 路 の 変 更 に つ い て

令和 8 年 7 月 3 1 日 提 出

稲 沢 市 都 市 計 画 審 議 会

会 長 大 塚 俊 幸

8 稲都計第 1 0 0 号

令和 8 年 7 月 3 1 日

稲沢市都市計画審議会

会長 大塚 俊幸 様

稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

尾張都市計画道路の変更について（付議）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準
用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

計 画 書

尾張都市計画道路の変更（稲沢市決定）

都市計画道路中 3・5・459 号奥田線を次のように変更する。

名称		位置			区域	構造				備考	
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・459	奥田線	稲沢市松 下二丁目	稲沢市中 之庄町川 田	稲沢市北 島町大門 西	約 4,360m	地表式	2 車線	12m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 5 箇所	
			なお、稲沢市松下一丁目地内に国府宮駅前広場を設ける。								

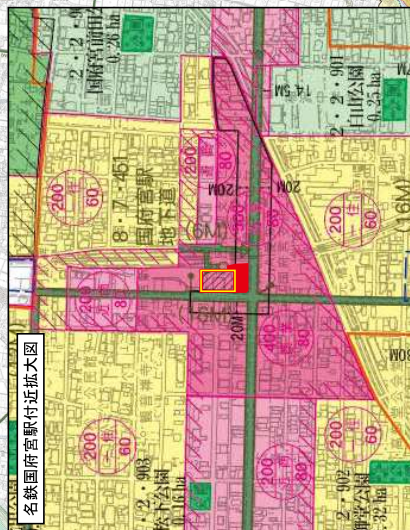
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

交通結節点機能の強化及び安全性の向上を図るため、国府宮駅前広場の区域を変更するものである。



紙



名鉄国府宮駅付近拡大図

凡 例	
変 更 前	
変 更 後	
追加する区域	

[illegible][illegible][illegible][illegible]

1 : 15,000

この図面に表示してある都市計画の内容は概略を示すもので

理 由 書

(尾張都市計画道路 3・5・459 号奥田線)

1. 変更の概要

交通結節点機能の強化及び安全性の向上を図るため、国府宮駅前広場の区域を変更するものである。

【尾張都市計画道路 3・5・459 号奥田線】

変更内容	○国府宮駅前広場の区域を変更する。		
		新	旧
	駅前広場面積の変更	約 3,200 m ²	約 2,300 m ²

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

都市計画道路 3・5・459 号奥田線に接続する国府宮駅前広場は、交通結節点として機能するよう昭和 38 年に都市計画決定されました。

現在の国府宮駅前広場は、一般車の乗降スペースが不足しており、広場内外の車道上においても乗降が発生しています。また、企業バスやスクールバスの乗降スペースが指定されておらず、一般車と混在して乗降が行われているため、一層の交通混雑を招いています。特に、駅前広場の入口付近で乗降が行われることが多く、その影響が(都)奥田線まで及んでいます。

また、駅前広場の出入口付近では、(都)奥田線本線の交通と駅前広場に出入りする自動車の交通が交錯することによる滞留が生じています。

こうした状況を踏まえ、一般車、企業送迎バス等の乗降場の拡充及び配置の適正化により、交通結節点機能の強化及び安全性の向上を図るため、国府宮駅前広場の区域を変更します。

(2) 上位計画との整合

本市の最上位計画である稲沢市ステージアッププラン（第 6 次稲沢市総合計画）（計画期間：平成 30 年度から令和 9 年度）では、重点戦略として名鉄国府宮駅周辺の機能強化を掲げています。

また、稲沢市都市計画マスタープラン（目標年次：令和 11 年度）では、名鉄国府宮駅周辺を都市中心拠点に位置づけ、中心市街地が快適で便利な暮らしの場となるよう再開発などを進めると共に、周辺に立地する公共公益施設や商業施設といっ

た都市機能のサービスを容易に享受できるよう公共交通結節機能を強化するため、名鉄国府宮駅西口の駅前広場を拡充する方針を定めています。

(3) 都市計画変更の内容

【尾張都市計画道路 3・5・459 号奥田線】

■国府宮駅前広場の緒元

①将来乗降客数

・約 18,400 人／日

②整備計画（参考）

項目	数量	備考
広場面積	約 3,200 m ²	
一般車乗降場	17 台	「身体障害者乗降場」「思いやりゾーン」を含む
送迎バス乗降場	2 台	
タクシー乗降場	2 台	
タクシー待機場	4 台	

③基本方針

【歩道】

- ・高齢者、障がい者、誰もが快適に利用できるよう、バリアフリーに配慮した移動空間を確保します。
- ・幅員は、歩行者の通行が多いと予想される箇所では 4.0m から 6.0m、その他の場所についても有効幅員 3.0m 以上を確保します。

【車道】

- ・広場の線形は、企業送迎バス等の車両軌跡（最小回転半径 12m）により決定し、出入口を集約化します。
- ・広場の入口付近は、車道上での乗降を抑制するように配慮します。また、出入口周辺の自動車交通の滞留を抑制するため、広場への進入用の右折レーンを新設すると共に、広場からの退出を左折に限定します。

【乗降場】

- ・一般車の駐停車や送迎バスの乗り入れ等に起因する交通混雑を解消するため、一般車の乗降場を拡充すると共に、新たに送迎バスの乗降場を設置します。
- ・タクシーについては、現状と同程度の乗降場を確保した上で、新たに待機場を設置します。
- ・駅改札口から近い位置に、「身体障害者乗降場」と「思いやりゾーン」を設置します。